

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

平成31年 1月23日

郡山市 田村市

郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

郡山市及び田村市は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、郡山市及び田村市が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 郡山市及び田村市は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割分担をして連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第3条 郡山市及び田村市が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する具体的な事業については、郡山市及び田村市が協議して別に定める。

（費用分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する費用の分担については、郡山市及び田村市が協議して別に定める。

（協議）

第5条 郡山市長及び田村市長は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、郡山市及び田村市の協議によるものとする。この場合において、郡山市及び田村市は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び田村市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年1月23日

郡山市

郡山市長

品川 萬里



田村市

田村市長

下田一



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	田村市の役割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築	産学金官民一体となつた経済戦略の策定等や、国の成長戦略実施のための体制整備等に取り組む。	田村市と連携して、産学金官民一体となつた経済成長の推進体制の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、産学金官民一体となつた経済成長の推進体制の構築に取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新産業・新事業の創出、人材育成、産業イノベーションの実現等、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。	田村市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地場產品の販路拡大、6次産業化の推進等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	田村市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
(4) 戰略的な観光施策の推進	観光客の誘致、圏域全体の観光資源を活用したプロモーション等、戦略的な観光施策の推進に取り組む。	田村市と連携して、戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	田村市の役割
(1) 高度な医療サービスの提供	病院機能の充実・強化等、高度な医療サービスの提供に取り組む。	田村市と連携して、高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な医療サービスの提供に取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の整備や広域的な交通体系の整備、空港の利用促進等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	田村市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	高等教育・研究開発機関と連携し、人材の育成や産業の活性化等、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	田村市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	田村市の役割
(1) 地域医療・福祉・子育ての充実	在宅医療・介護の連携促進、高齢者・障害者等への支援、子育て環境の充実等に取り組む。	田村市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	学校教育や生涯学習、文化・スポーツ活動の推進等、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	田村市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
(3) 広域的な土地利用の促進	圏域の特性を生かした都市空間の形成や土地利用のあり方にに関する調整等、広域的な土地利用の促進に取り組む。	田村市と連携して、広域的な土地利用の促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、広域的な土地利用の促進に取り組む。
(4) 地域振興	地域を担う人材の育成やコミュニティの強化、にぎわいの創出等、地域振興に取り組む。	田村市と連携して、地域振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域振興に取り組む。
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	田村市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に取り組む。
(6) 環境対策の推進	気候変動への対応や、自然エネルギーの導入促進等、環境対策の推進に取り組む。	田村市と連携して、環境対策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、環境対策の推進に取り組む。

(7) 地域公共交通の充実	公共交通の利用促進や生活交通の確保等、地域公共交通の充実に取り組む。	田村市と連携して、地域公共交通の充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
(8) I C T インフラの整備	I C T プラットフォームの構築や I C T の効果的な利活用に取り組む。	田村市と連携して、I C T インフラの整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、I C T インフラの整備に取り組む。
(9) 道路等の社会インフラの整備・維持	広域的な交流や地域間の連携を支える道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。	田村市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。
(10) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	食の安全を確保した消費の定着や、地場産品の販売促進等、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。	田村市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。
(11) 圏域内外の住民との交流・移住促進	多様な交流の促進や移住・定住に向けた情報発信、受入体制の構築等、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	田村市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。
(12) 圏域マネジメント能力の強化	人材の育成や多様なネットワークの構築等、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。	田村市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。